

第3回岡崎市立地適正化計画懇談会 会議録

- 1 会議の日時 平成28年9月6日(火) 午前10時
- 2 会議の場所 岡崎市役所分館 202号室
- 3 会議に出席した委員(9名)

松本 幸正	委員	(座長：名城大学工学部 教授)
小川 英明	委員	(愛知産業大学 名誉教授)
大高 利之	委員	(愛知県宅地建物取引業協会西三河支部 支部長)
近藤 博之	委員	(名鉄バス株式会社運輸部長)
酒井 英二	委員	(岡崎市六ツ美商工会会長)
石井 美紀	委員	(都市計画審議会 市民公募委員)
齋尾 裕史	委員	(都市計画審議会 市民公募委員)
横山 甲太郎	委員	(愛知県建設部都市計画課 課長)
		※小井手 秀人 課長補佐 代理出席
林 由紀夫	委員	(愛知県西三河建設事務所 企画調整監)
		※朝日 克幸 主任主査 代理出席

4 説明等のため出席した事務局職員及び関係部局職員

(1) 事務局職員

都市整備部長	山本 公德
都市整備部 参事	寺西 億人
都市整備部都市計画課長	新井 正徳
都市整備部都市計画課 主幹	松澤 耕
都市整備部都市計画課 主任主査	近藤 健

5 会議内容

(1) 岡崎市立地適正化計画の素案について

6 意見交換等(要旨)

事務局より内容説明の後、次の主旨の意見交換等がなされた。

- ・概要版において、立地適正化計画の必要性がわかりにくい。郊外において人口が減少する中で、学校が維持できなくなる等の問題が生じるため、今のうちに居住を誘導する区域を指定して区域内であればサービスを維持するというを示すべきではないか。(⇒事務局：岡崎市の場合はすぐに人口減少がはじまるものではないため、計画は遠い将来を見据えている。ただし、遠い将来を見据えつつも、まちなかや公共交通機関を堅持するためには早めの対応が必要との認識から、計画を策定している。)

- ・ 中心市街地以外のところについて何か書いておく必要があるのではないか。
 また、届出制度については民間が意識するところだが、本当に届出だけでよいのか、目に見えない規制がかかってしまうと不安に思うのではないか。
 (⇒事務局：居住誘導については今後の改定版で記載することとし、今回は都市機能誘導を中心に定めようとしているため、区域外については検討の方針のみを示した内容となっている。また、届出制度のあり方については、運用しながら見直していく必要があると考えている。現時点では国に従った方法により運用を開始し、その上で改善していきたい。)
- ・ 移住した方がよいと思うメリットが分からないと計画の主旨が伝わらない。区域内へ移住した方が便利だということをはっきりと言った方がよいのではないか。
- ・ 居住誘導区域を定める際には、住民の理解を得るなど様々な容易でない状況が考えられる。区域外のことや移住を進めるようなメリットなどを一度に盛り込んでしまうと、誤解も生じ、計画が前に進まなくなる恐れがある。この計画を少しずつ前に進めていくためには、まず頭出ししてスタートを切ることが大切で、今回の計画内容でもやむを得ないと思う。
- ・ 平成 30 年度には居住誘導区域を定める必要がある中で、いつかは集まって住まないといけなという理解を深めないといけな。理解を深めるためには、あらかじめ居住誘導の必要性は示した方がよい。
 (⇒事務局：本編には居住誘導区域を含めた立地適正化計画の基本的方針の記載があり、概要版にも一部記載がある。記載しすぎても概要版としてわかりにくくなるため、概要版の冒頭ページでの掲載を含めて、もう少し記載する方向で検討する)
- ・ 歳出をみると民生費が増えて、土木費が縮減されている。逆に、立地適正化計画に民生費を抑制する必要性について記載してはどうか。
 (⇒事務局：まちひとしごと創生総合戦略の中で人口減少、高齢化の対応を示しており、このうち、まちづくりに関することを立地適正化計画で対応するという考えで考えている。いずれにしても、民生費は都市構造に直接的には関係なく、立地適正化計画の中で民生費の削減について言及するのは難しいと考えている。)
- ・ 歩いて暮らせるまちをつくるという意味では、高齢者の健康寿命を延ばすことで民生費が抑制される効果があるといわれている。
- ・ 現在の立地状況は適正かどうかということと、今後どのように不適正になるのかを伝わりやすくするとよい。また、居住に関しては調整区域や都市計画区域外についても人口の配分について考え、誘導のあり方を考えるとよい。なお、今回は都市機能誘導区域のみであるが、それを出していくためには、居住の考え方にもふれておかなければ理解しにくい。しかし、それを出しすぎても混乱するのでどこまで記載するかを検討する必要

がある。

※最後に、松本座長により以下の総括がされた。

- 全体の内容、スケジュール等については原案で問題ない。
- 概要版において、居住誘導区域や区域外についても大枠の方針については記載するのが望ましい。ただし、内容は詳細になりすぎて誤解や混乱を生じさせないように努めるものとする。
- 概要版のQ&Aにおいて「移住」という言葉も残すこととし、立地適正化計画の「誘導」が単に「移住」を意味するものではないことを誤解のないように表現するように努めるものとする。

以上。